

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等にもとづく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

・なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(3) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行うこととしております。

ただし、上記の手続きにおいて査定した結果、当社の債権について全額回収可能であると判断したため、貸倒引当金は、計上しておりません。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会)にもとづく小規模企業等における簡便法を採用し、当事業年度末における所要額を計上しております。また、組織改変等に伴う割増退職金も併せて計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

(7) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(8) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)にもとづく定額法によっております。

2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、流動性を考慮し、資産の安全性、健全性に努め、極力リスクを抑えることを運用方針としております。

具体的には、長期債、株式、不動産等への投資は行わず、預貯金及び短期国債など流動性、安全性の高い資産を中心に運用しております。また、デリバティブへの投資は行っておりません。

なお、リスクを抑えた運用ではありますが、預貯金及び短期国債等の有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

このため、市場リスクの管理にあたっては、保有する市場リスクが資本勘定等の財務体力を超えないように限度を設定し、バリュアット・リスク(VaR)を用いて許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

また信用リスクの管理にあたっては、リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、格付や同一相手先に対する最大保有ウェイト等の運用制限を設けることにより、リスク量を許容範囲内にコントロールしております。

主な金融商品にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託			
売買目的有価証券	8,485	8,485	-
有価証券			
売買目的有価証券	217,227	217,227	-
その他有価証券	1,299	1,299	-

有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

- ・市場価格のある有価証券
- 3月末日の市場価格等によっております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は277百万円であります。
4. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は232,521百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
5. 関係会社に対する金銭債権・債務は該当金額がありません。
6. 繰延税金資産の総額は6,965百万円であります。
主な発生原因は、繰越欠損金6,040百万円、保険契約準備金606百万円、退職給付引当金132百万円、減価償却超過額149百万円、その他36百万円であります。
繰延税金負債は該当金額がありません。
なお、評価性引当金が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上しておりません。
7. 当年度における法定実効税率は33.33%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は $\Delta 0.97\%$ であり、その差異の内容は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 $\Delta 0.50\%$ 、評価性引当金の増加 $\Delta 33.35\%$ 、住民税均等割による除外額 $\Delta 0.97\%$ 、交際費等損金不算入 $\Delta 0.08\%$ であります。
8. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.33%から30.78%に変更されております。なお、この結果による当事業年度の繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額への影響はありません。
9. 担保に供されている資産の額
該当ありません。
10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は5百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は1,494百万円であります。
11. 1株当たりの純資産額は4,702円14銭であります。
12. 外貨建資産の額は、14,242百万円(外貨額129百万米ドル、9百万豪ドル)、外貨建負債の額は14,153百万円(外貨額129百万米ドル、8百万豪ドル、0百万ユーロ)であります。
13. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は342百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
14. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度を設けております。なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。
 - (2) 退職一時金制度
 - ①退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	486百万円
退職給付費用	40百万円
退職給付の支払額	<u>$\Delta 95$百万円</u>
退職給付引当金の期末残高	431百万円
 - ②退職給付に関連する損益
退職給付費用 40百万円
15. 当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約にもとづき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
16. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

事業その他	業経常費	費用	1,013
保険金据置支払		金	195
税減価償却		金額	5
退職給付引当金繰入		費	23
その他の経常費		額	126
		用	40
			-
経常損失			△233
特別利益			-
固定資産等処分		益	-
負債の繰上		益	-
保険業法第11条		益	-
過年度事業税還付		金	-
その他の特別利		益	-
特別損失			11
固定資産等処分		損失	10
減価償却		額	-
価額変動準備金繰入		額	0
金融商品取引責任準備金繰入		額	-
不動産圧縮		損失	-
その他の特別損		失	-
契約者配当準備金繰入		額	-
税引前当及期純損		失	△244
法人税等		税	2
法人税等調整		額	-
法人税等		計	2
当期純損		失	△246

(損益計算書の注記)

平成25年度						
1. 関係会社との取引による収益の総額は6百万円であります。						
2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は17百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は15百万円であります。						
3. 1株当たり当期純損失は995円34銭であります。						
4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。						
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アリアンツリーダブリンリミテッド	-	再保険収入 再保険料 (注1)	17 5,537	再保険貸 再保険借	0 455
上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。						
(注1) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。						
5. 親会社に関する情報 アリアンツエスイーはドイツ国内の全ての取引所等に上場しております。						
6. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。						